

マーケティング等専門家（農林水産・食品分野、台湾）に係る  
業務委託先公募要項

2018年10月22日  
独立行政法人日本貿易振興機構  
副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）<sup>1</sup>では、海外における日本産農林水産物・食品のブランド構築に向けたプロモーションを実施しています。

今般、本プロモーションをサポートする個人又は法人を募集します。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

**1. 業務委託内容：**

**(1) 目的**

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）のプロモーションの効率的かつ円滑な実施およびプロモーション参加事業者への継続的な販売サポートを行う。

**(2) 対象国・地域（カバーエリア）**

台湾（カバーエリアは台北市を基本とする。但し、JFOODOからの要請がある場合、台北市以外で業務を行うものとする。）

**(3) 業務委託項目**

次の4つの業務を行う。

- ① プロモーションの基盤整備
- ② プロモーションの実行
- ③ プロモーションの効果測定
- ④ 継続的な販売サポート

---

<sup>1</sup> JFOODOは2017年4月1日付でジェトロに設置された日本産の農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う新たな組織。  
<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/>

各業務の詳細は以下のとおり。

① プロモーションの基盤整備

A. JFOODO プロモーションのネットワーク構築支援

JFOODO プロモーション対象品目<sup>2</sup> (台湾においては和牛) を取り扱う、または取り扱う可能性のある現地小売事業者、飲食事業者<sup>3</sup>の基本情報 (担当者名、連絡先等) を入手し、リストにしたうえで JFOODO に提出する。リストアップした企業のうち、JFOODO のプロモーション事業実施の際に、再度のアプローチが可能な状態 (例、担当者の名刺を入手しコンタクトが取れる状態) になっている企業 1 社を原則 1 件として数える。四半期毎に 30 件以上の実施を目安とする。但し、ネットワーク構築の際、以下 B. 記載の JFOODO プロモーションに関する市場情報・消費者トレンドの情報収集を合わせて行った場合には、B 項目でカウントすることとし、本項目の支払い対象からは除外する。

B. JFOODO プロモーションに関する市場情報・消費者トレンドの情報収集

上記 A. でリストアップした現地小売事業者、飲食事業者から、市場情報や消費者トレンドについてヒアリングし、その結果を四半期報告に記述し報告する (分量は A4 用紙 1 枚・1,200 字程度)。ヒアリングした企業 1 社を 1 件として数える。

C. JFOODO プロモーションに関する継続的な情報提供

JFOODO の指示のもと、上記 A. でリストアップした現地小売事業者、飲食事業者へ JFOODO プロモーションに関する継続的な情報提供を行い、その結果を四半期報告に記述し報告する (分量は A4 用紙 1 枚・1,200 字程度)。情報提供した企業 1 社を 1 件として数える。

D. JFOODO の戦略・施策への提案等 (対象: JFOODO)

JFOODO の要望に応じて、JFOODO プロモーション実施に関する提案等を面談等にて行う (1 時間程度を目安とする)。提案等の内容については四半期報告に記述し報告する。(例: ブースデザインやイベント構成に関する提案、出品物選定のアドバイス等)

② プロモーションの実行

A. ①A. でリストアップした小売・飲食事業者への JFOODO プロモーションの案内

JFOODO の指示のもと、①A. でリストアップした現地小売事業者、飲食事業者に JFOODO プロモーションを案内し、参加を促す。案内した現地小売事業者、飲食事業者が JFOODO プロモーションに参加したことを JFOODO が確認した時点で 1 件とし、企業 1 社を 1 件として数える。

<sup>2</sup> 5 品目 7 テーマ: 日本酒、日本ワイン、クラフトビール、米粉、和牛、水産物、日本茶。

<sup>3</sup> 卸店ルート、ディストリビューターとの関係構築は本業務では対象としない。

B. ①A. でリストアップした小売・飲食事業者への JFOOD0 製作販促資材の導入・活用促進  
JFOOD0 の指示のもと、①A. でリストアップした現地小売事業者、飲食事業者に対し、JFOOD0 が製作する、広告や広報と同期化した積極的な販売促進のための販促資材の店舗導入・活用促進を行う。販促資材を導入する現地事業者（各店舗）から活用状況・活用結果に関する E-mail 等（例、「〇〇〇（店舗名）で販促資材を活用する。」）を入手し、JFOOD0 に提出した時点で 1 件と数える。なお、チェーン店の場合、1 店舗を 1 件として数える。

### ③ プロモーションの効果測定

JFOOD0 の指示のもと、JFOOD0 プロモーションに参加した現地小売事業者、飲食事業者（JFOOD0 プロモーション対象品目の取り扱いがある事業者）に対し、JFOOD0 が指定する時期に、JFOOD0 プロモーション参加前と参加後の売上金額等の変化、JFOOD0 プロモーションの感想、評価、要望を訪問・電話・メール等でヒアリングする。ヒアリング記録（分量は A4 用紙 1 枚・1,200 字程度）を作成し、速やかに JFOOD0 に提出する。ヒアリング記録の提出が完了した時点で 1 件と数える。

### ④ 継続的な販売サポート

JFOOD0 の指示のもと、JFOOD0 プロモーション参画事業者、関係機関が現地に渡航する際等、日本国内からの JFOOD0 プロモーション参画に際しての現地消費者トレンド等に関する提案を面談形式で行う（1 時間程度を目安とする）。提案の内容については四半期報告に記述し報告する。なお、参画事業者等の都合によりキャンセルとなった場合は、対面による面談が実施されなくても対価を支払うこととする。

## **(4) 報告書、ヒアリング記録**

報告書：実施した業務について四半期ごとに報告書を作成し、2018 年 11 月～12 月分は 2019 年 1 月 7 日、2019 年 1～3 月分は 3 月 29 日までに JFOOD0 に提出する。報告書の様式は JFOOD0 が定めるものとする。

ヒアリング記録：様式は JFOOD0 が定めるものとし、ヒアリング実施後、速やかに JFOOD0 に提出する。

## **(5) その他**

業務出張（台湾内）を要請する可能性がある。

## **2. 使用言語：**

「日本語」および「中国語」。

### 3. 募集人数：

1 者

### 4. 業務委託料：

- (1) 活動実績に応じて費用を支払う出来高制とし、単価は下記のとおりとする。ただし、今年度（契約締結日～2019年3月29日まで）の費用は2,200,000円を超えないものとする。
- (2) 業務件数等については、JFOOD0からの事前の指示と対応に基づき決定することとする。
- (3) 電話代・コピー代など事務経費については、業務委託料に含むものとし、JFOOD0は負担しない。移動時間他、交通費等の実施に係る経費は、特段の記載がない業務については業務委託料に含まれる。ただし、JFOOD0が要請する出張に係る経費（交通費、宿泊費等）はジェットロ規程に基づきJFOOD0が負担する。専門家の私用による迂回は認めない。

通貨単位：日本円

業務内容		単価
1. プロモーションの 基盤整備	A. JFOOD0プロモーションのネットワーク構築 支援	5,000 円/件
	B. JFOOD0 プロモーションに関する市場情報・ 消費者トレンドの情報収集	5,000 円/件
	C. JFOOD0 プロモーションに関する継続的な 情報提供	5,000 円/件
	D. JFOOD0 の戦略・施策への提案等（対象： JFOOD0）＊1	10,000 円/件
2. プロモーションの 実行	A. 上記1. Aでリストアップした小売・飲食事 業者への JFOOD0 プロモーションの案内	10,000 円/件
	B. 上記1. Aでリストアップした小売・飲食事 業者への JFOOD0 製作販促資材の導入・活用 促進	5,000 円/件
3. プロモーションの効果測定		5,000 円/件
4. 継続的な販売サポート＊2		10,000 円/件

＊1、2：台北市内で実施した場合には、交通費等実施に係る経費は業務委託料に含まれる。ただし、ジェットロが別途指定した場所で業務を行う場合は、ジェットロ規程に基づき交通費等を JFOOD0 が負担する。

＊付加価値税等、一切の現地諸税は単価に含むものとする。

## 5. 支払い方法：

- (1) 委託業務が発生した四半期単位で、四半期報告書及び交通費その他の証憑の提出に基づき、ジェットロで確認後、確定した金額を受託者に通知する。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、支払請求書をジェットロに送付する。
- (3) ジェットロは同請求額を指定された受託者の口座に日本円建てで支払う。

## 6. 応募資格：

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は台湾に現地法人又は支店を有し、従事予定者は台北又は近隣都市に居住していること。個人の場合は台北又は近隣都市に居住していること。
- (2) 事業に必要とされる農林水産物等の貿易実務経験や輸出に関する専門的知見を有している、あるいは海外での販売代理人等としての勤務経験を有していること。
- (3) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (4) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (5) 本事業及び他のジェットロ又は JFOOD0 事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (6) 健康状態が良好であること。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、JFOOD0 からの要望に素早く対応できること。
- (8) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。
- (9) 個人情報取り扱い方針に同意すること。

## 7. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、JFA@jetro.go.jp宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

## 8. 選考方法：

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（日時を指定の上、テレビ電話による審査を行います）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）

- (4) カバーエリアにおけるプロモーションの基盤整備、実行、効果測定、継続的な販売サポート業務への機動力
  - (5) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語および中国語による業務が可能であること
- ※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。  
また、提出書類は返却できません。

#### **9. 応募期間：**

2018年10月22日（月）～11月6日（火）

#### **10. 契約形態・業務委託期間：**

- (1) 契約形態：ジェトロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書を締結
- (2) 業務委託期間：契約締結日～2019年3月29日（金）

#### **11. 個人情報の取り扱い：**

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用しません。

#### **12. 留意事項：**

- (1) 受託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
- (3) 受託者は、JFOOD0の定める業務報告書等をJFOOD0の求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はJFOOD0に帰属します。

#### **13. 応募先・お問い合わせ：**

日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）海外プロモーション企画課

担当：宮川、中村

E-mail：JFA@jetro.go.jp

TEL：+81-3-3582-8344

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイト上で公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上